

次々と待ち構える面倒な作業、専門家に頼むと費用は？

遺産の相続		
<ul style="list-style-type: none"> 法定相続人が誰かを調べる どんな遺産があるかを調べる 	合計	6万円 (行政書士の場合)
遺産分割協議書を作る (遺言があれば不要)		6万円 (行政書士の場合)
自宅など不動産の名義を 変更する(所有権移転登記)	1件	6万円 (司法書士)
<ul style="list-style-type: none"> 預金の名義を銀行で変更 株式の名義を証券会社で変更 	1件	1~2万円 (司法書士、行政書士)

相続税の申告	
遺産の総額	費用(旧税理士法の上限規定)
5000万円未満	51万円
~7000万円未満	78万円
~1億円未満	123万円
~3億円未満	168万円
~5億円未満	213万円
~7億円未満	258万円
~10億円未満	321万円

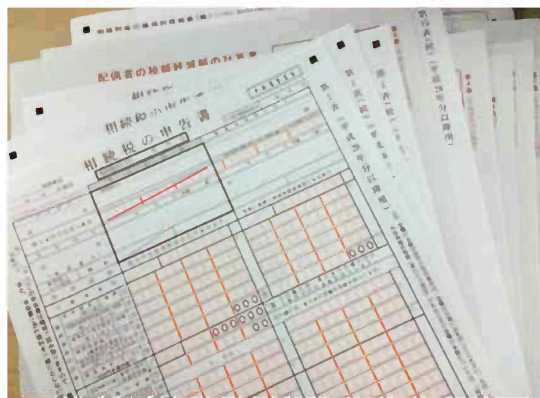
(注)司法書士、行政書士の報酬は各団体のアンケートを基にした平均額(不動産の名義変更は固定資産税評価額1000万円の場合)。預金・株式の名義変更は取材に基づく。税理士報酬は相続人3人の場合

学んで
お得

✳突然の相続、費用や手続きは？

多くの人がいつか直面する相続。親や配偶者が亡くなれば、預金の名義を書き換えたり税の申告をしたりしなければならないが、そうした手続きがいかに煩わしいかはあまり理解されていない。専門家に頼んだときの費用と併せ見ていこう。

税申告だけで数十万円



■ 相続税の申告書は約20枚強にも及ぶ
■ 対策を事前に考える人が増えている
(ランドマーク税理士法人の相続セミナー)



「四十九日法要が終わってすぐに相談に来る人はまれ。半年たつて相談にくる人もいる」。新宿総合会計事務所の代表税理士、瀬野弘一郎さんは、相続が起きてからその大変さに気付かず、しばらく放置する遺族は多いと話す。ではどんな手続きが必要になるのか(上図)。

大きく分けるとまず、財産を遺族が引き継ぐための手続きがある。いわゆる遺産相続だ。はじめに必要なのが「法定相続人」の確定。民法上、誰が遺産をもらう権利を持つかを調べることで、これが意外と難関。故人の出生から死亡まで、すべての戸籍謄本をとる必要があるからだ。本籍地を生前変えたことがあれば、さかのぼって各地の

市町村に照会する。「戸籍をたどっていったら離婚した前妻との間に子供がいたということもある」(司法書士の山北英仁さん)。婚外子も認知されていれば法定相続人だ。同時に必要になるのが財産の把握。預金が複数の銀行に散らばり通帳を見つけない例はよくある。地元にある先祖代々の土地など、話には聞いたが所在は確かめていない、という財産もありうる。これら法定相続人の確定と財産の調査は、司法書士や行政書士などに頼むことも可能。日本行政書士会連合会のアンケート結果を見ると、合計費用は平均で約6万円だ。次に待ち構える難関が「遺産分割協議書」の作成だ。遺言がない場合、すべての法定

相続人が話し合い、遺産の分け方を決め、書類にするのが決まり。一人でも欠ければ相続は行き詰まる。協議がまとまったとしても、正式な書類にするのは難易度が高い。協議書は、故人の預金を解約するにも、不動産の名義を法務局で変える際にも必要。表記上の細かな規定が多く、行政書士に頼むとすれば費用は6万円ほどだ。ここまで述べてきた遺産相続の手続き以上に、費用がかかるのが相続税の申告だ。相続税と聞くと「財産の少ないわが家には無縁」と考えがちだが、油断は禁物である。理由の一つは、2015年に相続税の基礎控除枠が4割縮小されたこと。遺族に税金が課される遺産の規模は、人数によるが、従来、1億円がおよその目安とされていた。増税後は5000万円ほどでも十分対象になりうる。もう一つは、重い税負担を

軽減するために申告が不可欠という場合が多いことだ。配偶者は少なくとも1億6000万円まで非課税になる特例があり、税務署に申告書を出してはじめて認められる。家の土地の評価額が最大8割引きになるという特例もあり、やはり申告が必須だ。申告くらい自力で済ませたいと思うが、申告書類は一式が20枚強。財産ごとの評価額を細かく調べて記すだけで大変だ。さらに申告には死後10カ月という期限もある。申告を依頼した場合の費用の目安として上図に、2002年まで法律で規定されていた上限額を示した。自由化後は下がつつあるが、遺産総額の1%相当という例もある。遺産5000万円では50万円、1億円なら100万円かかってもお不思議ではない。「ワンバック相続」。最近は一連の手続きを一括して請け負い、お得感を打ち出す例も増えている。新宿総合会計事務所は、戸籍の取得から税申告まで、必要な手続きを合計し、遺産総額の1%という料金を目安として提示する。同じくセットでの依頼も受けるのがランドマーク税理士法人。代表税理士の清田幸弘さんによると「関心が高まったこと2~3年で依頼件数は4割ほど増えている」。司法書士らの間でも税務以外の手続きをセットで15万円といった料金で引き受ける例もあるという。(川鍋直彦)